

1. 身だしなみ、服装について

- (1) 常に美原高校の生徒として、ふさわしい身だしなみを心掛けること。
式典等では、ブレザー、ネクタイを着用すること。
- (2) 頭髪の染色、脱色などの加工はしないこと。
- (3) 制服の加工・切断等はないこと。
- (4) 制服着用規定は以下の通り。

		学校指定 購入品	学校指定 自由購入品	指定なし
男子	冬期	ブレザー 冬用ズボン ネクタイ	ベスト (マーク入り)	白ワイシャツ 靴下(白、紺、黒)
	夏期	夏用ズボン	ポロシャツ	
女子	冬期	ブレザー 冬用スカート またはズボン ネクタイ	ベスト (マーク入り)	白ワイシャツ 靴下(白、紺、黒)
	夏期	夏用スカート またはズボン	リボン ポロシャツ	

- ① 冬期・夏期の移行期間は別途通知する。
 - ② 冬期はセーター・カーディガン(白・黒・グレー・紺・ベージュ)は必要に応じて着用可(夏期は着用不可)
 - ③ 冬期の登下校時は、ブレザー・ネクタイを着用すること。また、防寒用コートは白・黒・紺・グレー・ベージュ系に限る。
 - ④ 夏期に上着を着用しない場合は、ポロシャツ、または白ワイシャツ、白ワイシャツに学校指定ベスト(マーク入り)を着用すること。
 - ⑤ やむを得ず異装するときは、原則として事前に許可を得る。生徒手帳連絡網により保護者から届け出ること。
- (5) 体育授業時は所定の体育着を着用する。体育館内の授業では体育館シューズを使用し、上履きと区別すること。

2. 登・下校時間

- (1) 通常授業時は8時30分までに登校し、17時00分までに下校すること。
- (2) 「部活動予定表」に届け出、顧問が承諾し、生活指導部が許可した場合に限り、早朝活動、居残り活動、および休日活動等が認められる。ただし、以下のことは厳守すること。
 - ① 早朝活動は、原則7時30分以降の活動とし、始業のSHRに支障をきたさないこと。
 - ② 居残り活動は、原則18時00分までに完全下校すること。
 - ③ 休日活動については、顧問とよく相談すること。

3. 通学

- (1) 学校へは徒歩、自転車、公共の交通機関のいずれかを利用して通学すること。
- (2) 自動車、オートバイ（原動機付き自転車を含む）による登校は厳禁。
- (3) 自転車通学については以下の通り。
 - ① 自転車通学は自転車通学規定に従い、届け出を行い、許可を受けること。
 - ② 必ず自転車保険に入ること。保険に入っていない生徒には自転車通学を許可できない。
 - ③ 許可された自転車には、決められた位置にステッカーを貼ること。
 - ④ 自転車は、指定された駐輪場所に置くこと。
 - ⑤ 交通ルールの違反、学校近隣や駅前などに放置するなどの行為に対して、場合によっては許可を取り消すことがある。
- (4) 公共交通機関が遅延した場合は、遅延証明書をもらい、教科担任に見せてから担任に提出する。

4. 印刷物・掲示物

- (1) 人権を侵害するような印刷物、掲示物は、その作成を一切禁止する。
- (2) 印刷物、掲示物は、事前に担任または顧問などに許可を得たうえで、所定の手続きを行い、生活指導部から許可を受ける。
- (3) 生活指導部から許可を得た場所以外での配布、掲示は禁止する。

5. 拾得物、遺失物、盗難被害

- (1) 拾得物、遺失物、盗難被害が生じた場合には、直ちに担任（または生活指導部）に報告し、所定の届けを提出すること。
- (2) 貴重品は原則として、校内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、各自で管理すること。
- (3) 指定された個人ロッカーには、鍵を必ずかけること。

6. 器物破損

- (1) 学校の施設・設備等は大切に扱うこと。
- (2) 施設・設備等を誤って破損した場合、または紛失した場合は、直ちに担任、顧問または生活指導部に報告し、所定の届けを提出すること。故意に破損した場合や取り扱いが適切さを欠くと認められる場合は、弁償させることがある。

7. アルバイト

アルバイトを行うことは、日頃の学業や健康、安全に支障をきたす場合が多いため、学校としては望ましくないと考える。

8. 諸届け

諸届け等は、生徒手帳の「諸届・許可欄」または職員室備え付け用紙を使用すること。

- (1) 生徒および保護者に関する住所、姓名等に変更があった場合は変更届を担任に提出すること。
- (2) 生徒または家族が感染症にかかったときは直ちにその旨を担任に届け出ること。
- (3) 生徒手帳は常に携帯すること。